

【簡易判定例】

I. 基本情報

対象の年度（西暦4桁）	2023	※申請する（申請した）年度
区分	大学等予約採用	
生計維持者の数	2人	

住民税決定証明書等の税情報を基に、「合計所得金額」、「扶養控除情報」等の項目を入力すると、下段に「支給額算定基準額」が表示されます。

II. 地方税情報

項番	項目	生計維持者1	生計維持者2	申込者本人
1.(1)①	合計所得金額（円）	2,760,000	950,000	0
1.(1)②	本人該当 控除対象障害者	非該当	非該当	非該当
1.(1)③	区分 控除対象寡婦・ひとり親	非該当	非該当	非該当
1.(1)④	生年月日	1970/5/1	1972/10/10	2004/7/1
1.(1)⑤	2022年1月1日時点の生活保護法の生活扶助の受給	受給していない	受給していない	受給していない
2.(1)②	繰越控除額（円）			
2.(1)④	配偶者控除等	非該当	非該当	非該当
2.(1)⑤	扶養控除 情報	一般（人）	1	
2.(1)⑥		特定（人）		
2.(1)⑦		老人（人）		
2.(1)⑧	16歳未満扶養親族（人）			
3.(1)①	課税所得額（課税標準額）（円）	1,280,000	350,000	
3.(1)②	市町村民税調整控除額（円）	1,500	1,500	
3.(1)③	市町村民税調整額（円）			
3.(1)④	市町村民税の課税者	政令指定都市でない	政令指定都市でない	政令指定都市でない
1.(2)	地方税法第295条第1項第2号の非課税の基準	0	0	0
2.(1)③	総所得金額等（円）	2,760,000	950,000	0
2.(1)⑨	扶養親族の数（人）	1	0	0
2.(2)	地方税法附則第3条の3第4項の非課税限度（円）	1,120,000	450,000	450,000
3.(2)	支給額算定基準額（円）	75,300	19,500	0
	支援区分	対象外		

【3.(2)支給額算定基準額（円）】
 の合計が**100,000円未満の場合、**
とちぎ吾一奨学金の所得基準を満たして
います。

例 $75,300 + 19,500 + 0 = 94,800$
 （100,000円未満となり、
 所得基準を満たす）

支給額算定基準額が**51,300円以上**の
 場合は【支援区分】に「対象外」と
 表示されますが、
合計が100,000円未満であれば、とち
ぎ吾一奨学金の所得基準を満たして
います。